

会員規則

2013年10月28日

第一条 目的

本規則は、一般社団法人セイラーズフォーザシー日本支局の定款に基づき、会員の入会及び退会、会費の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

第二条 入会方法

本社団法人の会員となるには、下に定められるいずれかの入会申し込み方法により事務局へ申し込み、会費を支払うものとする。

- (1) ウェブサイトのフォーム
- (2) 郵送
- (3) ファックス

第三条 会員の種類

本社団法人の会員の種類は次のとおりとする。

- (一) 個人会員
- (二) 法人会員

第四条 会員資格の認定

第二条の手続きに基づいて申し込みのあった者については、理事長が認定し、理事会に報告する。

第五条 会員資格の取消

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は理事会の決議により、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 定款およびその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第六条 会員の権利

会員は、本社団法人の開催するプログラムに参加することができる。

第七条 会費

会員の年会費は次の通りとする。

個人会員 5000円
法人会員 50000円
学生会員 3000円

第八条 会費の納入

会費の納入は年1回とし、1年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

第九条 会費の滞納

会員は、会費の納入を2年間行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十条 会費の返還

会員が既に納入した会費は返還しない。ただし1年分を超えて前納している場合には、1年分を超える部分を返還する。

第十一条 退会

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年間納入しないとき
- (3) 第5条の定めに基づき、会員の資格を取り消されたとき

第十二条 休会

会員は、事務局に届け出て、最大2年間まで休会することができる。休会している期間については会費の納入を免除され、第6条に記す会員の権利は停止される。

第十三条 改廃

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

第十四条 細則

この規程において定めるもののほか、必要な事項については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。